

大阪市告示第1359号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年10月1日

大阪市長 横山 英幸

1 指定納付受託者の名称

- ① 株式会社ジェーシービー
- ② 三井住友カード株式会社
- ③ 株式会社エフレジ

2 指定納付受託者の所在地

- ① 東京都港区南青山5丁目1番22号
- ② 大阪市中心区今橋4丁目5番15号
- ③ 大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA

3 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

- ① インターネットクレジット納付による大阪市ふるさと寄附金
- ② インターネットクレジット納付による大阪市ふるさと寄附金
- ③ インターネットクレジット等収納システムによる大阪市ふるさと寄附金

4 指定期間

- ① 令和7年10月1日から令和10年10月31日まで
- ② 令和7年10月1日から令和10年10月31日まで
- ③ 令和7年10月1日から令和10年11月30日まで

（政策企画室企画部政策企画担当）